

あるべき税制委員会（第11回）の様相 - 「地方法人課税；具体案」

8月23日、経団連会館にて第11回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は佐藤主光委員(一ツ橋大学准教授)より、「地方法人課税；具体案」と題し、わが国地方の法人課税の在り方、問題点、改革の案等について報告を頂き、その後自由討論に入りました。報告と議論の概要は以下のとおりです。

資料は別添

- ・わが国の地方税の抱える問題は、1、都道府県の法人課税（法人事業税・法人住民税）への依存の結果としての税収の不安定性（特に都市部）と、2、税源の地域間偏在（＝「水平的財政力格差」）による交付税・税収配分基準の見直し等の要請、3、景気対策、「貯蓄から投資へ」等国の政策に巻き込まれるので、重複する国と地方の機能（役割）という問題、4、法人課税に偏った超過課税（応益原則）の4つである。
- ・課税自主権行使の課題としては、「地方において法人所得に課税することについては、徴税しやすい税源に安易に依存していること・・・選挙権を持たない法人への課税は・・・住民への説明責任を曖昧にする」（「経済社会の自立的発展のための企業税制改革に関する研究会」（平成17年7月））があげられる。

これは、地方が、課税自主権を「地域における受益と負担の関係の明確化」をし、「自己決定権と自己責任」の確立するよう行使するとは限らないことを示している。

- ・表にまとめると以下の通り。

問題提起	経済的帰結（評価）
税収の不安定性	公共サービス供給の不安定化・国からの財政移転・赤字地方債への依存
税源の偏在	財政的不公平・国からの財政移転への依存
偏った課税自主権の行使	租税輸出・財政規律の弛緩

- ・税源の地域間格差を是正する政策としては、交付税の財政調整機能には限界（不交付団体から交付団体への財源移転はできない）があり、水平的財政調整の導入を議論する必要がある。具体的には、

1、法人2税（法人住民税・法人事業税）の地域間配分基準の見直し、2、法人2税

と消費税の税源交換、3、「ふるさと納税」の活用？

である。なお、応益性は税収配分への（地方税としての適正を判断するための）評価の基準であって、分割方法（税収帰属）の基準ではない。

- ・地方税に求められる公平性は応益原則であり、（所得再分配を含意する）応能原則ではない。「不交付団体も含めた格差是正を行うため、・・・地方法人二税について、地方消費税における地域間の清算システム・・・などを参考にしつつ、偏在性是正のための具体的な仕組みを検討するとともに・・・自治体間の水平的な財政調整制度の導入についても検討が行われるべき」（財政制度等審議会（平成19年6月6日））
- ・課税と公平感については、応能原則＝担税力に応じた税負担、応益原則＝受益に応じた負担で、応能原則＝所得再分配を含意しており、応能原則に従えば個人住民税均等割（人頭税）は「不公平」でも、応益原則では「公平」となる。所得再分配は国の責任なので、地方税に求められる公平感「応益原則」である。
- ・応益原則と租税輸出については、観光施設、社会インフラ等、非居住者（観光客・企業）も地方公共サービスから受益しているので、応益課税としての非居住者課税は、規範には適っている。他方で、非居住者・企業に負担を押し付けるように課税自主権を行使する誘因（＝規範からの乖離）が生じる。交付税・補助金（財政移転）同様で、法人税収も「他人の金」であるから、放漫財政の放置・居住者（有権者）の無関心となる。
- ・租税競争の問題は、税率の引き下げ（不均一課税を含む）による企業の誘致合戦の結果、「パイ」（課税ベース・雇用）の奪い合いが生じる。

良い競争	効率的財政運営を促進（規律づけ） - インフラ整備等、地域の生産性を向上 - 起業活動の支援（新規産業の発展の促進） => 社会全体に付加価値を創出
悪い競争	既存の企業（課税ベース）の奪い合い => 新たな付加価値を創出せず

- ・ポスト三位一体改革の地方税制改革のポイントは次の諸点。
  - 更なる税源移譲
  - 法人二税の地域間配分基準の見直し（平準化）
  - 地方交付税の地方共有税への衣替え（地方固有の財源であることを明確化・交付税率の見直し）
  - ふるさと納税
- ・「地方共同税」構想は、交付税（共同税）の既得権益の確保（特例減額の回避）という面がある。
- ・法人二税の配分基準の見直し（水平的財政調整）は、「国と地方」から「都市自治体と地方圏自治体」への対立構造のすり替え？

- ・ 税源移譲と交付税の問題は、交付税が地方固有の財源（「国が地方の代わって徴収する地方税」）であれば、既に国対地方の税収比は4：6。交付税総額を確保するときは「地方固有の財源」、税源移譲を求めるときは国からの「財政移転」という2面性をもつ。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。